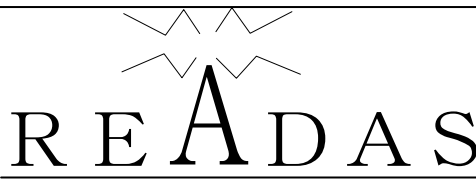


第 5408 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月16日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 所得税の確定申告が必要な人

Q：サラリーマンでも確定申告が必要な人がいるとか。どんな人が必要なのですか？

A：次のような人は確定申告が必要です。

【解説】

給与所得だけの人でも、次の人は確定申告をしなければならないこととなっています。

- ① 給与の年間収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人
※ 給与所得の収入金額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の人は、申告は不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- ⑤ 災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉税の徴収猶予や還付を受けた人
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている人

